

佐賀県訓令甲第3号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県職員被服類貸与規程（昭和55年佐賀県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

様式第3号を次のように改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。